

青森県高等学校文化連盟 特別賞表彰規程

(趣旨)

第1条 青森県高等学校文化連盟（以下「県高文連」という。）は、本県高等学校の文化活動の振興・発展に資することを目的として、文化活動の事績顕著であると認められる団体及び個人に対して青森県高等学校文化連盟特別賞（以下「特別賞」という。）を授与する。

(表彰基準)

第2条 特別賞は原則として全国高等学校文化連盟、又は各都道府県高等学校文化連盟が主催、共催、後援する全国大会において最高位の成績を収めた団体及び個人に授与する。ただし、表彰対象となる全国大会については、大会の趣旨、規模、伝統及び知名度等を考慮に入れる。

(推薦)

第3条 各専門部は、前条に該当する団体及び個人について、県高文連会長に推薦するものとする。

ただし、専門部が設置されていない場合は、県高文連加盟校の校長が推薦できるものとする。

2 推薦は、別に定める推薦書により所定の期日までに行うものとする。

3 団体の推薦対象は、単一校の単一部とするが、大会の参加要項等で、複数校による合同編成を認めている場合は、この限りではない。

(選考会議等)

第4条 特別賞を授与する団体及び個人（以下「被表彰者」という。）の選考は、第2条の表彰基準に基づき、県高文連特別賞選考会議（以下「選考会議」という。）が行う。

2 選考会議は、県高文連会長が招集し、構成は次のとおりとする。

(1) 県高文連会長及び副会長

(2) 県高文連顧問（若干名）

(3) 青森県高等学校長協会会長

(4) 青森県教育庁学校教育課長

3 選考会議後に開催された大会において第2条に該当する団体及び個人がある場合には、翌年度に含めて選考するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、特別な事由により当該年度中に選考会議を開催しなければならないときは、臨時に選考会議を開催できるものとする。この場合、会長の判断により選考会議は紙上会議とすることができる。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、選考会議の結果を受け、会長が決定する。

(表彰方法等)

第6条 表彰方法は、次のとおりとする。

(1) 県高文連会長が表彰状等を授与する。

(2) 原則として、当該年度の理事会において表彰式を行う。

2 表彰式後に開催された臨時の選考会議において被表彰者が決定した場合、これに係る表彰式は行わない。

附 則

この規程は、平成5年4月28日より施行する。

平成25年4月30日一部改正

平成26年4月30日一部改正

平成28年6月7日一部改正